

予算項目	給水費 委託料
委託番号	委託 第 19 号

設 計 書

所 長	所長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和 8 年度	作 成 年 月 日	令和8年1月6日	履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
委 託 名	メーター関連業務委託				
委託場所	市 内 一 円			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ 市 単				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設計額 (円)		メーター関連業務	
	業務価格		・メーター業務(取替・取付・取外) 26,500個 口径13mmから	
	消費税等相当額		・附帯業務 350箇所 VP φ13復旧工	
	業務委託費			
			副務者 (職名)氏名	(主席主査)
			主務者(監督員)(職名)氏名	(主事)

業務概要

業務予定数量

取替業務	検満・故障取替	13mmから150mm	25,000個
取付業務	開栓取付	13mmから150mm	130個
取外業務	解体等・長期未使用取外	13mmから150mm	1,370個
計			26,500個

附帯業務	VPφ13復旧工等	350箇所
------	-----------	-------

メーター関連業務委託（総括表）

種別	目	細目	項目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格								
			メーター業務	式	1			内訳書(第1号)
			附帯業務	箇所	350			内訳書(第2号)
	計							
	消費税等相当額							10%
	合計							

内訳書（第1号）

メーター業務

（1式あたり）

種別	目	細目	項目	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格								
			取替業務	式	1			別紙明細書(第1号)
			取付業務	式	1			別紙明細書(第2号)
			取外業務	式	1			別紙明細書(第3号)
	業務原価							
	一般管理費等			式	1			
	計							
	合計			式	1			万単位以下切捨て

明細書 (第1号)

(1式あたり)

取替業務

細目	単位	数量	単価	金額	摘要
13mm	個	16,703			別紙単価表 (第1号)
13mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第2号)
20mm	個	7,212			別紙単価表 (第3号)
20mm (遠隔)	個	108			別紙単価表 (第4号)
25mm	個	510			別紙単価表 (第5号)
25mm (遠隔)	個	7			別紙単価表 (第6号)
40mm	個	348			別紙単価表 (第7号)
40mm (遠隔)	個	10			別紙単価表 (第8号)
50mm	個	61			別紙単価表 (第9号)
50mm (ネジ)	個	1			別紙単価表 (第10号)
50mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第11号)
50mm (遠隔・ネジ)	個	2			別紙単価表 (第12号)
75mm	個	24			別紙単価表 (第13号)
75mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第14号)
100mm	個	5			別紙単価表 (第15号)
100mm (遠隔)	個	2			別紙単価表 (第16号)
150mm	個	3			別紙単価表 (第17号)
150mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第18号)
計	式	1			

明細書 (第2号)

(1式あたり)

取付業務

細目	単位	数量	単価	金額	摘要
13mm	個	84			別紙単価表 (第19号)
13mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第20号)
20mm	個	22			別紙単価表 (第21号)
20mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第22号)
25mm	個	6			別紙単価表 (第23号)
25mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第24号)
40mm	個	4			別紙単価表 (第25号)
40mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第26号)
50mm	個	1			別紙単価表 (第27号)
50mm (ネジ)	個	1			別紙単価表 (第28号)
50mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第29号)
50mm (遠隔・ネジ)	個	1			別紙単価表 (第30号)
75mm	個	1			別紙単価表 (第31号)
75mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第32号)
100mm	個	1			別紙単価表 (第33号)
100mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第34号)
150mm	個	1			別紙単価表 (第35号)
150mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第36号)
計	式	1			

明細書 (第3号)

(1式あたり)

取外業務

細目	単位	数量	単価	金額	摘要
13mm	個	744			別紙単価表 (第19号)
13mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第20号)
20mm	個	583			別紙単価表 (第21号)
20mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第22号)
25mm	個	15			別紙単価表 (第23号)
25mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第24号)
40mm	個	10			別紙単価表 (第25号)
40mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第26号)
50mm	個	5			別紙単価表 (第27号)
50mm (ネジ)	個	1			別紙単価表 (第28号)
50mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第29号)
50mm (遠隔・ネジ)	個	1			別紙単価表 (第30号)
75mm	個	1			別紙単価表 (第31号)
75mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第32号)
100mm	個	1			別紙単価表 (第33号)
100mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第34号)
150mm	個	1			別紙単価表 (第35号)
150mm (遠隔)	個	1			別紙単価表 (第36号)
計	式	1			

内訳書（第2号）

（1箇所あたり）

附帯業務

工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接業務費	13mm給水管取替工					
	土工・管工費	式	1.00			別紙明細書（第5号）
	材料費	式	1.00			別紙明細書（第6号）
	（掘削復旧工）					別紙明細書（第6号）
	小計					
共通仮設費（率）		式	1.00			
純工事費						
現場管理費		式	1.00			
業務原価						
一般管理費		式	1.00			
	計					
業務価格	合計					千単位以下切捨て

給水管φ13取替工

種別・名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
土工・管工費						
	舗装版切断工CON+As (カー) 舗装版 15cm-30cmコンクリート厚15cm以下	m	3.20			(L=1.00, W=0.60)
	舗装版破碎工 人力 CONプレート・As厚4cm-10cm以下	m ²	0.60			(L=1.00, W=0.60)
	宅内CON復旧工(メッシュ有) T=5cm	m ³	0.60			(L=1.00, W=0.60, H=0.05)
	路盤工C-40 一層仕上 T=10cmツバ転圧	m ²	0.60			(L=1.00, W=0.60)
	Co殻運搬工(無筋) DID有ダンプトラック 2t BH0.1積込距離6.5km以下	m ³	0.03			(L=1.00, W=0.60, H=0.05)
	コンクリート投棄処理料 無筋	m ³	0.03			(浜田建設 浜田)
	人力床掘り(土砂)	m ³	0.27			(L=1.00, W=0.60, H=0.45)
	埋戻工 人力・タンバ転圧 山砂	m ³	0.21			(L=1.00, W=0.60, H=0.35)
	ビニール管切断工φ13	口	6.00			
	メーターボックス取付工φ13	箇所	1.00			
	メーターボックス取外工φ13	箇所	1.00			
	メーター取付工φ13	箇所	1.00			
	メーター取外工φ13	箇所	1.00			
	カートリッジ式アタッチメントφ13取付工	箇所	1.00			
	カートリッジ式アタッチメントφ13取外工	箇所	1.00			
	カートリッジ式シリンダーφ13取付工	箇所	1.00			
	カートリッジ式シリンダーφ13取外工	箇所	1.00			

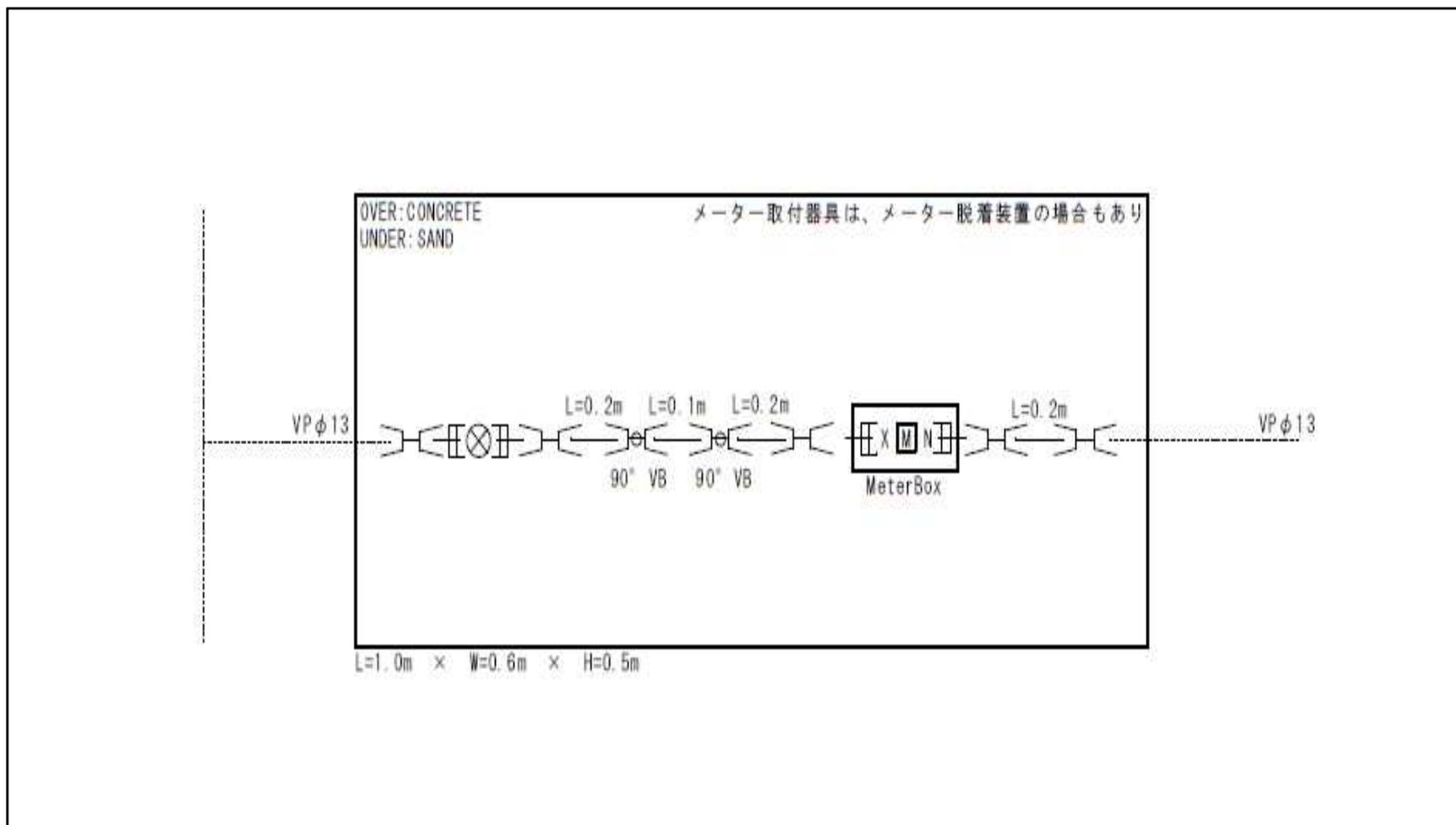
給水管φ13取替工

種別・名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
土工・管工費						
	断水コマ取付工φ13	箇所	1.00			
	ビニル管据付工φ13	m	0.70			
	TS継手工φ13	口	14.00			(ソケット・エルボ継手工)
	カップリング取付工φ13	口	4.00			
	伸縮式止水栓取付工φ13	箇所	1.00			
	逆止弁取付工φ13	箇所	1.00			
	固定止水栓取付工 (VP用φ13、 止水栓きょう取付含む)	箇所	1.00			
	計	式	1.00			

給水管 φ13取替工

(1式あたり)

種別・名称	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費						
	止水栓管 プラスチック 75*500	個	1.00			
	伸縮式止水栓 φ 1 3	個	1.00			(掘削復旧工)
	逆止弁 φ 1 3	個	1.00			(掘削復旧工)
	VP用カップリング (ユニオンソケットガイド) φ 1 3	個	4.00			(掘削復旧工)
	水道用硬質塩化 ビニル管 φ 1 3	m	0.70			(掘削復旧工)
	VP用TS継手 VPソケット φ 1 3	個	5.00			(掘削復旧工)
	VP用TS継手 VPエルボ φ 1 3	個	2.00			(掘削復旧工)
	ボール式固定止水栓 φ 1 3	個	1.00			(掘削復旧工)
	カートリッジ式アタッチメント	個	1.00			(掘削復旧工)
	カートリッジ式シリンダー	個	1.00			(掘削復旧工)
	計	式	1.00			()



1 3 mm取替

単価表 (第1号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.05			
	カップリング取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

1 3 mm (遠隔) 取替

単価表 (第2号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.05			
	カップリング取付工	人	0.05			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

20mm取替

単価表(第3号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.054			
	カップリング取付工	人	0.054			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

20mm(遠隔)取替

単価表(第4号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.054			
	カップリング取付工	人	0.054			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

25mm取替

単価表 (第5号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.062			
	カップリング取付工	人	0.062			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

25mm(遠隔)取替

単価表(第6号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.062			
	カップリング取付工	人	0.062			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

40mm取替

単価表(第7号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.074			
	カップリング取付工	人	0.074			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

40mm(遠隔)取替

単価表(第8号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.074			
	カップリング取付工	人	0.074			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

50mm取替

単価表（第9号）
（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.05			
	フランジ取外工（2）	人	0.05			
	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	メーター取外工（1）	人	0.3			
	メーター取外工（2）	人	0.15			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

50 mm (ネジ式) 取替

単価表 (第10号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.098			
	カップリング取付工	人	0.098			
	メーター取外工 (2)	人	0.15			
	メーター取付工 (1)	人	0.3			
	メーター取外工 (2)	人	0.15			
	メーター取付工 (1)	人	0.3			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

50mm(遠隔・フランジ)取替

単価表(第11号)
(1個あたり)

種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
直接費						
	フランジ取外工(1)	人	0.05			
	フランジ取外工(2)	人	0.05			
	フランジ取付工(1)	人	0.05			
	フランジ取付工(2)	人	0.05			
	メーター取外工(1)	人	0.3			
	メーター取外工(2)	人	0.15			
	メーター取付工(1)	人	0.3			
	メーター取付工(2)	人	0.15			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第12号）

（1個あたり）

50mm(遠隔・ネジ式) 取替

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取外工	人	0.098			
	カップリング取付工	人	0.098			
	メーター取外工（2）	人	0.15			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取外工（2）	人	0.15			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

75mm取替

単価表 (第13号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工 (1)	人	0.06			
	フランジ取外工 (2)	人	0.06			
	フランジ取付工 (1)	人	0.06			
	フランジ取付工 (2)	人	0.06			
	メーター取外工 (1)	人	0.31			
	メーター取外工 (2)	人	0.175			
	メーター取付工 (1)	人	0.31			
	メーター取付工 (2)	人	0.175			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表 (第14号)
(1個あたり)

75mm (遠隔) 取替

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工 (1)	人	0.06			
	フランジ取外工 (2)	人	0.06			
	フランジ取付工 (1)	人	0.06			
	フランジ取付工 (2)	人	0.06			
	メーター取外工 (1)	人	0.31			
	メーター取外工 (2)	人	0.175			
	メーター取付工 (1)	人	0.31			
	メーター取付工 (2)	人	0.175			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計					

100mm取替

単価表 (第15号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工 (1)	人	0.06			
	フランジ取外工 (2)	人	0.06			
	フランジ取付工 (1)	人	0.06			
	フランジ取付工 (2)	人	0.06			
	メーター取外工 (1)	人	0.33			
	メーター取外工 (2)	人	0.21			
	メーター取付工 (1)	人	0.33			
	メーター取付工 (2)	人	0.21			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

100mm (遠隔)取替

単価表 (第16号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工 (1)	人	0.06			
	フランジ取外工 (2)	人	0.06			
	フランジ取付工 (1)	人	0.06			
	フランジ取付工 (2)	人	0.06			
	メーター取外工 (1)	人	0.33			
	メーター取外工 (2)	人	0.21			
	メーター取付工 (1)	人	0.33			
	メーター取付工 (2)	人	0.21			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

150mm取替

単価表 (第17号)
(1個あたり)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工 (1)	人	0.07			
	フランジ取外工 (2)	人	0.07			
	フランジ取付工 (1)	人	0.07			
	フランジ取付工 (2)	人	0.07			
	メーター取外工 (1)	人	0.33			
	メーター取外工 (2)	人	0.21			
	メーター取付工 (1)	人	0.33			
	メーター取付工 (2)	人	0.21			
	吊込み据付工 (1)	人	0.09			
	吊込み据付工 (2)	人	0.15			
	クレーン損料	h	1.34			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第18号）
（1個あたり）

150mm（遠隔）取替

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取外工（1）	人	0.07			
	フランジ取外工（2）	人	0.07			
	フランジ取付工（1）	人	0.07			
	フランジ取付工（2）	人	0.07			
	メーター取外工（1）	人	0.33			
	メーター取外工（2）	人	0.21			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	遠隔式メーター取外工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	吊込み据付工（1）	人	0.09			
	吊込み据付工（2）	人	0.15			
	クレーン損料	h	1.34			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第20号）

（1個あたり）

（遠隔）13mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.05			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

20mm取付（取外）

単価表（第21号）
（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.054			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表 (第22号)
(1個あたり)

(遠隔) 20mm取付 (取外)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.054			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

25mm取付（取外）

単価表（第23号）
（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.062			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表 (第24号)
(1個あたり)

(遠隔) 25mm取付 (取外)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.062			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第25号）

40mm取付（取外）

（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.074			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表 (第26号)

(1個あたり)

(遠隔) 40mm取付 (取外)

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.074			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第27号）

50mm取付（取外）

（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第28号）

50mm（ネジ式）取付（取外）

（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.098			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第29号）
（1個あたり）

（遠隔）50mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費	フランジ取付工（1）	人	0.05			
	フランジ取付工（2）	人	0.05			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第30号）

（遠隔）50mm（ネジ式）取付（取外）

（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	カップリング取付工	人	0.098			
	メーター取付工（1）	人	0.3			
	メーター取付工（2）	人	0.15			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第31号）
（1個あたり）

75mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取付工（1）	人	0.31			
	メーター取付工（2）	人	0.175			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第32号）
（1個あたり）

（遠隔）75mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取付工（1）	人	0.31			
	メーター取付工（2）	人	0.175			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
		労務費計				
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

100mm取付（取外）

単価表（第33号）
（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第34号）

（1個あたり）

（遠隔）100mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費	フランジ取付工（1）	人	0.06			
	フランジ取付工（2）	人	0.06			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

150mm取付（取外）

単価表（第35号）
（1個あたり）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費	フランジ取付工（1）	人	0.07			
	フランジ取付工（2）	人	0.07			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	吊込み据付工（1）	人	0.045			
	吊込み据付工（2）	人	0.075			
	クレーン損料	h	0.67			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

単価表（第36号）
（1個あたり）

（遠隔）150mm取付（取外）

種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接費						
	フランジ取付工（1）	人	0.07			
	フランジ取付工（2）	人	0.07			
	メーター取付工（1）	人	0.33			
	メーター取付工（2）	人	0.21			
	遠隔式メーター取付工	人	0.05			
	吊込み据付工（1）	人	0.045			
	吊込み据付工（2）	人	0.075			
	クレーン損料	h	0.67			
	労務費計					
	雑材料	式	1			
	直接費計					
間接費						
	運搬費	式	1			
	間接費計					
	計	個	1			

メーター関連業務委託仕様書

秋田市上下水道局

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）のメーター関連業務委託に適用する。

(業務の履行)

第2条 受託者（以下「乙」という。）は、契約書、本仕様書、給水装置工事施行指針または関係法令の規定に基づき、本業務を円滑に行わなければならない。

(業務履行期間)

第3条 業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約日の翌日から令和8年3月31日までの期間は業務準備期間とする。

(用語の定義)

第4条 この仕様書において「取替」とは、計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項および同法施行令（平成5年政令第329号）第18条の規定ならびに同施行令別表第3に基づくメーター検定有効期間（8年）の満了する水道メーター取替え（以下「検満取替」という。）や不動、遅動、破裂等により正規に計量することができない水道メーター取替え（以下「故障取替」という。）をいう。

2 「取付」とは、使用休止等の事由によってメーターが取外された箇所に再度水道メーターを取付けることをいう。

3 「取外」とは、家屋の解体または使用休止等の事由により水道メーターを取外しすることをいう。

4 「附帯業務」とは、取替、取付および取外に伴い生じた修繕等をいう。

5 「逆止弁パッキン取替」とは、既設逆止弁パッキンを取替えることをいう。

6 「長期未使用メーター」とは、長い期間（2年以上）使用休止等事由がある水道メーター（以下「長期未使用」という。）をいう。

(業務の内容)

第5条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市内における取替作業・取付作業および取外作業
- (2) 上記作業に係る附帯業務と逆止弁パッキン取替作業
- (3) その他甲が指示する業務等

(身分証明書の携帯事項)

第6条 乙は、本業務を実施するときは、必ず甲が交付した身分証明書を携帯し、使用者等から身分証明書の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。

2 乙は、身分証明書を紛失した場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示を受けること。

(技術者等の配置)

第7条 乙は、業務を履行するため技術者および現場代理人を配置すること。

- 2 現場代理人は、業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。
- 3 技術者は、業務の適正な履行に必要な技術上の管理を行うものとし、給水装置工事主任技術者の資格を有する者でなければならない。
- 4 技術者および現場代理人は、これを兼ねることができる。

(届出義務)

第8条 乙は、次の事由が発生した場合、甲へ直ちに届出または協議しなければならない。

- (1) 乙の名称、代表者、所在地、電話番号等の変更
- (2) 契約内容、業務履行に影響を及ぼす可能性がある行為を行う場合
- (3) 業務履行上で事故が発生した場合
- (4) 上記のほか、業務履行上必要があると認められる場合

(提出書類等)

第9条 乙は、業務の着手および完了に当たって、契約に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- 2 次の関係書類を提出すること。
 - (1) 業務施行届・配置技術者経歴書・業務計画書等
 - (2) 業務報告書ならび作業写真、附帯業務・その他業務請求書
 - (3) メーター移動届・材料基準適合確認書・平面図
 - (4) 業務一部完了届
 - (5) 業務の最終月は業務完了届

(個人情報取扱)

第10条 乙は、この業務の履行に際し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の保護に関する措置を講じなければならない。

(事故の取扱いおよび賠償)

第11条 乙は、本業務作業中に、給水装置その他に損傷を与えたときや業務が起因すると判断された場合は、次の項目のとおり乙の責任により使用者にその事実を説明し適切な対処をすること。

- (1) 作業中に給水装置やその他に損傷を与えた場合
 - (2) 取替後、最初の検針までで異常が発見された場合
 - (3) 断水、不良水、漏水等、給水装置への異常が生じた場合
- 2 乙は、水道メーターの逆取付等から生じる故障に対しての賠償をすること。
 - 3 乙は、水道メーターの紛失、盗難の事故に対しての賠償をすること。
 - 4 乙は、業務委託期間終了後においても本業務において生じたと思われる漏水

およびその他の事故等については、乙の責任において調査および修理すること。

5 乙は、上記各項において、迅速かつ適切な対処をすること。

6 甲は、上記各項において、乙が指示に従わない等の行為があった場合は、乙の代表責任者から説明を求めるものとする。

(検査事項)

第12条 乙は、本業務の業務報告書および作業写真を遅滞なく提出しなければならない。

2 甲は、乙の業務報告書および作業写真に基づいて検査を行う。

3 乙は、甲の行う検査に立会わなければならない。

(精算方法)

第13条 甲は、前条の規定による検査で合格と認めたときは、乙が提出する報告書に基づき算出した額に落札比率を乗じた上で消費税等相当額を加えた金額をもって精算金額を決定する。

2 乙は、前項の精算金額に基づき、精算書を作成し、業務完了報告書とともに委託費の支払いを請求するものとする。

(委託料の支払い)

第14条 委託料については、毎月分割し支払うものとする。ただし、準備期間については、委託料を支払わないものとする。

2 乙は支払いにおいて、当該月の委託業務を完了したときは、業務一部完了報告書を翌月初めまでに提出しなければならない。ただし、最終月の委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。

第2章 メーター業務関係

(メーター業務内容)

第15条 メーター業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 検満取替業務
- (2) 故障取替業務
- (3) 長期未使用取外業務
- (4) その他取付・取外業務

(メーター等受払いおよび指示事項)

第16条 甲は、乙に対して検満取替に係る作業指示等を行うとともに、メーターと対象者リストおよびカード式メーター移動連絡票【電算処理用OCRカード】(以下「OCRカード」という。)を支給する。乙は、メーターと対象者リストおよびOCRカードの受領書を提出し、甲の指示を受けて作業を行い、所定の事項をOCRカードへ正確に記入し、指定期日までに取替後の旧メーター(以下「旧メーター」という。)とともに返納すること。また、不用になったメー

ターとOCRカードは速やかに返却すること。最終月の委託業務が完了した後、速やかに対象者リストを返還すること。

- 2 乙は、検満取替に必要なメーター管理を計画的に行い、適正に保管すること。
- 3 乙は、検満取替に必要なメーター・旧メーター・OCRカードの紛失および損傷等がないように適正に保管すること。
- 4 乙は、旧メーター返納作業では、OCRカードとメーター指針に相違がないことを甲の立ち会いのもと確認すること。
- 5 甲は、乙に対して故障取替に係る作業指示等を行うとともに、メーターと帳票式メーター移動連絡票（以下「連絡票」という。）を支給する。乙は、メーター受領書を提出し作業を行い所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日までに旧メーターとともに速やかに返納すること。
- 6 甲は、乙に対して取付に係る作業指示等を行うとともに、メーターと連絡票を支給する。乙は、メーター受領書を提出し作業を行い、所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日までに速やかに返納すること。
- 7 甲は、乙に対して長期未使用の取外に係る作業指示等を行うとともに、対象者リストを支給する。乙は、対象者リストの受領書を提出し、事前に予定日を甲に提示した上で作業を行うこと。作業後は、対象者リストにメーター指針を正確に記入し、指定期日までにメーターを返納し、対象者リストのメーター番号と指針に相違がないことを甲の立ち会いのもと確認すること。また、乙は、最終月の委託業務が完了した後、対象者リストを速やかに返還すること。
- 8 甲は、乙に対して上記を除く取外に係る作業指示等を行うとともに、連絡票を支給する。乙は、作業を行い、所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日まで速やかに連絡票とメーターを返納すること。

（班編制）

第17条 乙は、本業務を班体制で実施する場合は、甲に届出しなければならない。

（検満取替予定個数）

第18条 本業務における検満取替予定個数は、別紙によるものとする。

（検満取替に係る施行上の注意および指示事項）

第19条 乙は、検満取替を施行するときは、予定日を提示した上で、必ず使用者の承諾を得ること。

- 2 乙は、メーター検定有効期間内に計画的に検満取替を施行すること。
- 3 乙は、支給されたメーター取替対象者リストに基づき、検針業務に支障をきたさないよう注意すること。ただし、使用者からの依頼により検針業務に支障をきたす期間に取替えをすることとなった場合は、事前に甲および検針業務委託先業者へ報告し、指示を受けること。
- 4 乙は、検満取替が困難と判断した場合に限り、甲に調査依頼することができ

る。また、現場の状況に応じ、乙は甲に対し立会いを求めることができる。

5 乙は、指定した箇所での検満取替が次のとおり必要がない場合は、甲に報告すること。

(1) 検満取替箇所が長期未使用の状態

(2) さら地の状態

6 乙は、善良なる管理者の注意をもって業務にあたらなければならない。

7 乙は、メーター柵内および付近はきれいに清掃し、かつ防寒材の入っているものについては元どおりに戻すこと。

8 乙は、大口径メーター等の検満取替では、止水バルブ等を調査した上で、使用者の業務や取替作業に支障をきたすことが想定されるときは、事前に使用者と話し合っ て 施行すること。あわせて、小口径メーターの検満取替において、医療関係施設および官公庁も同様とする。

9 乙は、検満取替後、止水栓の開閉状態を確認し、確実に取替前の状態に戻すこと。また、止水栓開栓時は、メーターの完全な稼動および漏水の有無について、特に注意すること。

10 乙は、検満取替作業完了後、使用者に完了を報告し、水道メーター取替のお知らせに記入し使用者へ配付すること。

11 乙は、甲の代行であることを認識し、使用者から説明を求められた場合は、本業務の主旨を明確に説明すること。

(故障取替、取付の施行上の注意および指示事項)

第20条 甲は、乙に対して作業指示等を行うとともに連絡票を支給をする。乙は、受領書を提出したうえ作業を行うこと。

2 乙は、メーター柵内および付近はきれいに清掃し、かつ防寒材の入っているものについては元どおりに戻すこと。

3 乙は、作業後、完全な稼動および漏水の有無について特に注意すること。

4 乙は、作業完了後は、使用者に完了を報告すること。不在の場合は、お知らせに記入し使用者へ配付すること。

5 乙は、故障取替作業の後、所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日まで速やかに連絡票とメーターを返納すること。

6 乙は、取付の作業後は、所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日まで速やかに連絡票を返納すること。

(取外の施行上の注意および指示事項)

第21条 甲は、乙に対して作業指示等を行うとともに連絡票を支給をする。乙は、受領書を提出したうえ作業を行うこと。

2 乙は、所定の事項を連絡票に正確に記入し、指定期日まで速やかに連絡票とメーターを返納すること。

- 3 メーター取付器具のカセット式シリンダーとアタッチメントは、再利用するため、メーターボックス内に適切に保管すること。

第3章 附帯業務関係

(附帯業務内容)

第22条 附帯業務の業務内容は次のとおりとする。

- (1) メーター取替等作業遂行時における給水器具の漏水や故障の修繕業務
- (2) 宅地内逆止弁パッキンの劣化に伴う取替業務
- (3) 漏水調査業務に伴うメーター柵内の給水器具の漏水や故障の修繕業務
- (4) メーター前後の鉛製給水管取替業務

(附帯業務の注意および指示事項)

第23条 乙は、附帯業務をする場合は、甲の指示のもと行うものとする。

- 2 乙は、前条第1号の指示を受けた場合は、速やかに設置状況を確認の上、メーター柵内の給水管や給水用具からの漏水修繕を行わなければならない。この場合の取替は、故障や不良の給水器具とする。
- 3 乙は、前条2号の業務は、検満取替時に逆止弁が設置されている場合に、次のとおり逆止弁パッキンを取替えること。
 - (1) 取替対象口径は、13mm・20mm用の逆止弁パッキンとする
 - (2) 乙は、口径13mm・20mm用の取替用逆止弁パッキンを、各々必要な枚数を準備すること
- 4 前条3号の業務は、漏水調査業務の報告書を甲の指示書とし、乙は、次のとおり必要な業務を実施すること。
 - (1) 漏水調査の報告書による場合もメーター柵内が修理範囲とする
 - (2) 給水用具の不良による取替は、不良器具とする
 - (3) 明らかにメーター柵外の場合は、業務を中止すること。判断がつかない場合は、甲に協議すること
- 5 乙は、前条第4号の指示を受けた場合は、設置状況を確認の上、接続管に合わせた給水管や給水用具に取替える業務を行わなければならない。
- 6 前項の業務は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 乙は、鉛管取替業務を行う場合は、使用出来る給水用具は使用すること。また、伸縮止水栓や逆止弁を設置することで、既存のメーター柵内に収まらない場合に限り、メーター柵を新設すること。
 - (2) 乙は、既存のメーター柵（い物）以外設置出来ない状況にある場合は、鉛管を取替え、伸縮止水栓や逆止弁を未設置とし、既存のメーター柵（い物）を設置すること。
- 7 乙は、附帯業務をする場合は、使用者に業務内容を説明し、必ず使用者の承諾を得た上で実施すること。

- 8 乙は、使用者へ業務の完了を報告すること。不在の場合は、お知らせに記入し使用者へ配付すること。
- 9 乙は、該当月分の附帯業務1箇所につき、作業写真（施行前・施行中・施行後）を甲に提出すること。
- 10 乙は、逆止弁パッキン取替20箇所につき、1箇所分の作業写真（施行前・施行中・施行後）を甲に提出すること。
（鉛管取替業務の注意および指示事項）
- 11 乙は、鉛管取替業務は、設置条件が各々内容が異なるため1件ごとに業務報告書と作業写真（施行前・施行中・施行後）を甲に提出すること。
- 12 水道メーターを移設した場合は、メーター移動届・材料基準適合確認書・平面図等を提出すること。

第4章 その他

（協議事項）

第24条 本仕様書および設計書において定めのない事項が発生したときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。